

金融機能の再生のための緊急措置に関する  
法律第13条に基づく報告書(補遺)

平成13年11月19日  
朝銀福岡信用組合  
金融整理管財人

## I はじめに

当組合は、平成12年12月16日、金融再生委員会より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理」を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行い、平成13年6月22日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始致しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきましては上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

## II 旧経営陣に関する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

### 1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち、理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する民事上及び刑事上の責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後の平成13年初頭、金融整理管財人の下に弁護士3名で構成する「経営責任解明委員会」を設置し、また、同年5月下旬、税理士3名で構成する「資金トレースチーム」を設置し、必要に応じて、公認会計士、預金保険機構、株式会社整理回収機構、捜査当局との協議、情報交換を通じて、法的責任追及のための慎重な調査、検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告致します。

### 2. 刑事責任追及について

#### (1) 旧経営陣に対する刑事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、融資審査内容が不明、不十分とされる貸出金や、不良債権化した大口貸出先などの個別融資案件を3分類し、「経営責任解明委員会」で調査を行うほか、預金保険機構特別業務部の調査や協議を通じ、旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、調査、検討することとした。

## (2) 調査結果

上記不良債権化した個別融資案件について公訴時効（刑事訴訟法第250条）が完成しているものもあり、また、時効が完成してしていない案件についても、資金トレースを行った結果、当該案件のほとんどは貸付金が実質的には当組合へ還流し、「損害の発生」とは言い難いなど、具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして、現時点で、告訴や告発するまでの事実等を発見するには至りませんでした。

## 3. 民事責任追及について

### (1) 旧経営陣に対する民事責任追及の調査方針

金融整理管財人、管財人補佐人及び「経営責任解明委員会」は上記刑事責任追及事案の調査、検討と並行して、個別融資案件のほか、追加調査案件を加え、民事上の責任の有無を明らかにするべく、調査、検討することとした。

### (2) 調査結果

① 上記の案件について、まず、りん議書等により融資審査の実態を調査したところ、当組合が債務者に対して別の融資案件で多額の債務保証を行っているという事実が明らかとなったが、預金保険機構の協力を得て当該案件の「資金トレース」を行ったところ、その貸出金のほとんどが当組合へ還流しており、実質的な「損害の発生」が無いことが判明しました。

② 上記①のとおり、責任追及の過程では、複雑な資金トレースが出来る専門家チームを発足させる必要性を痛感し、同年5月下旬、税理士3名による「資金トレースチーム」を結成して、個別融資案件について、順次資金トレースを行った。

### (3) 調査結果に基づく検討

① 個別融資案件について資金トレース等を行った結果、融資審査において総じて債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等が不十分であるばかりか、保全面においても担保徴求や担保評価が甘く多額の保全不足が発生しているなど、多くの問題点が見受けられました。

② このように多くの問題点を含んでいるものの、貸出金の回収不能とい

う具体的な損害の発生に対する予見可能性の存否にかかる問題となると、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的な法令違反があるとまでの判断を確定することは困難でありました。

- ③ そこで、組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかについて調査、検討したところ、平成5年3月11日付で金6億円を貸出した案件が、現金での出金であったことや、その融資審査において真実の借主は誰かについては勿論のこと、資金使途、返済能力、担保力、企業の信用力等の事項について、特段の留意を払うことなく、杜撰に決裁していることが判明しました。

#### （4）民事訴訟について

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記③による調査、検討を踏まえ、下記のとおり、案件を絞り、預金保険機構等の協力を受け、11月19日に福岡地方裁判所へ提訴しました。

##### ① 請求の原因

平成5年3月11日に実行した海陽薬業㈱への融資案件について、イ. 新規取引であるにもかかわらず、融資審査のための資料を徴求していないこと ロ. 海陽薬業㈱が融資時点で累積損失を抱える赤字企業であることや資金使途を確認していないこと ハ. 物的担保に担保余力が全くないこと ニ. 貸出実行時に現金で出金しており、当該資金交付の際に受領者と海陽薬業㈱との関係を認識していないこと などから当該融資資金の回収が不可能ないし著しく困難となっており、融資を決裁した当時の理事長ほか3名の役員に対して善管注意義務違反及び忠実義務違反による損害賠償請求を行うもの。

##### ② 損害賠償請求額

金5億円9549万6074円を請求。

##### ③ 被告

白 南柱元理事長、金 白男元副理事長、姜 正洙元常務理事及び金 泰銀元常務理事の計4名。

#### 4. 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記のとおり責任追及を行ったところですが、今後、(株)整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、(株)整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定です。

以 上